

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

平成 23.3.17 第 177 回国会第 2 号

3月17日(木) 第2回の委員会が開かれました。

1 平成 23 年東北地方太平洋沖地震により亡くなられた方々に対し、黙禱をささげました。

2 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第 38 号)

- ・片山総務大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・片山総務大臣に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
(賛成 - 民主、自民、公明、共産、社民)

(質疑者及び主な質疑内容)

手塚 仁 雄君(民主)

- ・本法律案が、統一地方選挙の延期の適用対象を「指定市町村」及び当該市町村の区域を包括する「指定県」と規定しているが、「指定県」は県に限らず都道府県と解してよいか、片山総務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案については、選挙の管理者の側の視点だけでなく、政府においては、被災地域の選挙人に対し十分な配慮をし、県や市町村の意見をよく聞いた上で、選挙の運営にあたるべきだと思うが、片山総務大臣の所見を伺いたい。

西野 あきら君(自民)

- ・選挙は民主主義の根幹であり、同一の条件の下で行われるべきものである。選挙期日を延期する今回の措置は異例のものであり、選挙の執行に当たっては県・市町村の状況・意見を十分に汲み上げて行うべきだと思うが、片山総務大臣の所見を伺いたい。
- ・本法律案により選挙が延期される場合、住所地と異なる場所にいる選挙人に対して選挙期日の変更などをどのように周知するのか。また、延期の対象とならない自治体の選挙人でも、救援・救護活動に当たっている選挙人、ボランティア活動に携わっている選挙人に対しては、当該選挙人への不在者投票制度などの周知徹底をどのように行うつもりか、片山総務大臣の所見を伺う。

富田 茂之君(公明)

- ・本法律案の名称に「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」とあるが、関東地方の被災地も適用対象となっているという理解でよいか、片山総務大臣の所見を伺いたい。
- ・選挙期日を延期するに当たり「地震の影響のため、選挙を適正に行うことが困難と認められるとき」の具体的な判断基準はどのようなものか、片山総務大臣の所見を伺いたい。
- ・選挙期日を延長するに当たり県選管の意見と市町村選管の意見が異なる場合の対応について、片山総務大臣の見解を伺いたい。

佐々木 憲 昭君(共産)

- ・延期される選挙期日を政令で定めることとしているが、どのように定めるのか。
- ・本法律案により選挙期日が最長 6 ヶ月延期されることとなるが、統一地方選挙の対象以外でこの間に議員又は長の選挙期日を迎える地方公共団体は、延長されない。これらの団体が選挙を適正に行うことが困難である場合における選挙期日の取扱いについて片山総務大臣の見解を伺いたい。

中島 隆 利君(社民)

- ・選挙期日の延期期間を最長 6 ヶ月とした理由及び 6 ヶ月を経過しても選挙の執行が困難な場合の取扱いについて片山総務大臣の見解を伺いたい。
- ・被災地復興支援の業務が優先される中、選挙の執行における事務を軽減することの配慮について片山総務大臣の見解を伺いたい。